

設計・施工仮契約書（案）

1. 事業名 小中学校屋内運動場空調設備等設置事業
2. 事業場所 北本市宮内7丁目145番地（外10件）
3. 事業期間 契約確定日から令和8年3月20日まで
4. 工事を施工しない日 定めなし
工事を施工しない時間帯 定めなし
5. 請負代金額 *****円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 *****円
6. 契約保証金 請負代金額の10分の1以上
7. 前払金 *****円以内
8. 中間前払金 *****円以内
9. 部分払いの請求回数 1回

上記の事業について、発注者と受注者（共同企業体の場合「***特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）を追記）は、各々おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。（共同企業体の場合「この場合当企業体の構成員は、別紙 *** 特定建設工事共同企業体協定書により頭書の事業を共同連帯して請負う。」を追記）なお、この契約は、北本市議会の議決を経て本契約として成立するものであり、発注者は、北本市議会で議決が得られなかった場合でも、受注者にたいしていかなる責任も負わないものとする。この契約の成立を証するため、本書を**通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所
共同企業体の
名称

構成員 住所
（代表者）

氏名

印

構成員 住所

氏名

印

構成員 住所

氏名

印

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等（発注者が小中学校屋内運動場空調設備等設置事業の公募プロポーザルにおいて公表した、募集要項、要求水準書、この約款その他資料及びこれらに関する質疑回答をいう。以下同じ。）及び提案書類（受注者が小中学校屋内運動場空調設備等設置事業の手続きにおいて発注者に提出した参加資格確認項目、参加者に所属する技術者数及び有資格者数、参加者の同種・類似業務実績、配置予定技術者の経歴等、技術提案書、提案価格見積書、発注者からの質疑に対する回答その他受注者が契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び要求水準書等を内容とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、本事業（小中学校屋内運動場空調設備等設置に関する設計業務、施工業務、統括管理業務で構成される「小中学校屋内運動場空調設備等設置事業」という。以下同じ。）を契約書記載の事業期間内に完了し、設計図書等（受注者が、設計業務の履行として、要求水準書等及び提案書類に基づいて作成し発注者に提出する実施設計図書、設計計算書、見積内訳書、官公庁申請図書等をいう。以下同じ。）、並びに工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他設計図書等及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「以下「施工方法等」という。）については、この約款及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この約款の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その設計及び施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に要求水準書等に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、工程表を7日以内に審査し、不相当と認められる場合は受注者と協議するものとする。

3 発注者は必要があるときは、受注者に対して要求水準書等に基づく請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることができる。この場合において、受注者は7日以内に、内訳書を発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第60条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまでは、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第16条第2項の規定による検査に合格したもの及び第42条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業の一括委任又は一括下請負の禁止、再委託等の禁止)

第6条 受注者は、事業の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の事業を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 発注者は受注者に対して、下請負人が当該業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、その変更を求めることができる。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(著作物の譲渡等)

第8条 受注者は、設計図書等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、設計図書等が著作物に該当するしないにかかわらず、当該設計図書等の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該設計図書等が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、設計図書等が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、設計図書等が著作物に該当しない場合には、当該設計図書等の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該設計図書等を使用又は複製し、また第1条第4項の規定にかかわらず当該設計図書等の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が設計図書等の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第10条 発注者は、監督職員を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は第11条に規定する受注者の統括管理責任者、第12条の設計管理責任者等、第13条の現場代理人及び施工管理責任者等に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計業務の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議
- (3) 施工業務の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (4) 設計図書等の承諾
- (5) 要求水準書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (6) 要求水準書等に基づく工程表の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(統括管理責任者)

第11条 受注者は、この契約の締結後速やかに、要求水準書等及び提案書類に基づき、本事業を統括する統括管理責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、市の承諾を受けなければならない。この者を変更したときも同様とする。

(設計管理責任者)

第12条 受注者は、設計業務の開始までに、要求水準書等及び提案書類に基づき、設計業務を総合的に管理する設計管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、市の承諾を受けなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(現場代理人及び施工管理責任者等)

第13条 受注者は、施工業務の開始までに、要求水準書等及び提案書類に基づき、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる施工管理責任者及び施工担当者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事を行っているいずれかの現場に常駐し、その他の現場

と常に連絡をとれる態勢として、その運営、取締りを行うほか、この約款に基づく受注者の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者において定めた要件を満たした場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自行行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって発注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第14条 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（事業関係者に関する措置請求）

第15条 発注者は、統括管理責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

- 2 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 発注者又は監督職員は、統括管理責任者、設計管理責任者、施工管理責任者、現場代理人、施工担当者又はその他受注者が本事業を履行するために使用している下請負人、労働者等で本事業の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 4 受注者は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第16条 工事材料の品質については、要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第17条 受注者は、要求水準書等において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、要求水準書等において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第18条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった契約不適合があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに

発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、工事目的物の完成、設計図書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地等の確保等)

- 第19条 発注者は、事業対象用地その他要求水準書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事目的物の完成、要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第20条 受注者は、工事の施工部分が設計図書等に適合しない場合において、監督職員がその改造を

請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第16条第2項又は第17条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 第2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第21条 受注者は、本事業の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等における記載が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の完了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、要求水準書等を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により要求水準書等の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると

認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等の変更)

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第23条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い事業期間の禁止)

第23条の2 発注者は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による事業期間の延長)

第24条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により事業期間内に本事業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。発注者は、その事業期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による事業期間の短縮等)

第25条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を

受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により事業期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する事業期間について通常必要とされる事業期間に満たない事業期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第26条 事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日（第24条の場合にあつては、発注者が事業期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が事業期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第27条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

- 4 設計業務完了時（工事着手前）の工事請負代金の変更は、次の各号の場合に限り行う。ただし、原則として、当初の契約代金内訳書の工事請負代金を超えることはできない。ただし、第28条の規定による場合はこの限りでない。

- 一 発注者からの追加要求により要求水準書等の条件の変更や設計内容が変更になる場合
- 二 受注者が要求水準書等の条件や設計内容の変更を提案し、発注者が特にこれを承諾した場合

- 5 第1項の変更により、変更後の金額が当初の工事請負代金を上回るおそれがある場合、受注者は発注者に対して合わせて減額となる提案（ただし、発注者の要求水準を満たすものとする。）を行い、当初の工事請負代金を上回らないように努める。

- 6 受注者は、第1項による工事請負代金の変更になると考えられる場合、その都度、発注者に対し、書面により、変更項目及び内容、変更とみなす理由及び概略予想金額を速やかに報告しなければならない。発注者は、その報告を受け変更の採否を受注者に通知するものとする。変更が採用された場合、受注者は発注者と合意した変更内容を随時整理し、発注者に報告するものとする。

- 7 受注者は、設計業務完了時に、第1項の変更を反映した詳細内訳書を提出し、発注者と協議のうえ、契約代金額を変更するものとする。なお、変更部分の詳細内訳は、変更項目毎に変更前及び変更後を

記載し、変更金額の根拠を明らかにするものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第28条 発注者又は受注者は、事業期間内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により事業期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予想することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第29条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他本事業の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機

の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第30条 設計図書等及び工事目的物の引渡し前に、設計図書等、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第32条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第64条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第31条 本事業の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第64条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本事業の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本事業の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本事業の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第32条 工事目的物の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調整を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第64条第1項の規定により付された保険等によりてん補された場合を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第16条第2項、第17条第1項若しくは第2項又は第42条第4項の規定による検査、立会いその他受注者

の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書等の変更)

第33条 発注者は、第9条、第18条、第20条から第25条まで、第28条から第30条まで、前条、第35条又は第38条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等又は設計図書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等又は設計図書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(設計図書等の中間確認)

第34条 受注者は、事前に定める期日までに、発注者に対して設計図書等を提出し、発注者に中間確認を受けなければならない。

2 発注者は前項の設計図書等を受理したときは、その日から10日以内に中間確認を行い、完了後すみやかにその結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は検査の結果補正が必要となったものがあるときは、すみやかに当該補正を行い再確認を受けなければならない。この場合発注者は再納入された日から 10 日以内に確認を行い、すみやかにその結果を受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、設計図書等を受注者から受理し、その中間確認をしたことを理由として、本事業の全部又は一部について責任を負担しない。

(設計図書等の変更)

第 3 5 条 発注者は、前条第 2 項に基づき中間確認を行ったか否かに関わらず、必要があると認めるときは、設計図書等の変更内容を受注者に通知して、受注者に設計図書等を変更させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第 3 6 条 受注者は、本事業を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、本事業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
 - 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 4 発注者は、第 2 項の検査によって本事業の完了を確認した後、受注者が設計図書等及び工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計図書等及び工事目的物の引渡しを受けなければならない。
 - 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 6 受注者は、本事業が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本事業の完了とみなして前 5 項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第 3 7 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第38条 発注者は、第36条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、設計図書等及び工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第39条 受注者は、保証事業会社と契約書記載の本事業の完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第187号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の本事業の完了の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第42条第1項の規定により部分払の請求を行った場合においては、請求することができない。

4 受注者は前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第41条まで、第45条及び第59条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えたときは受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第40条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第41条 受注者は、前払金を本事業の材料費、労務費、外注費（設計に係る部分に限る。）、機械器具の賃借料、機械購入費（この事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第42条 受注者は、本事業の完了前に、工事目的物の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第16条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、第46条第3項で定める回数を超えることができない。
- 2 受注者は、中間前払金を請求した後にあつては、部分払を請求することができない。ただし、発注者が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第4項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ （9/10－前払金額/請負代金額）

- 8 第6項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第43条 工事目的物について、発注者が要求水準書等において本事業の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第36条中「本事業」とあるのは「指定部分に係る本事業」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第37条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第37条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第37条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

(継続事業に関する契約の特則)

第44条 会計年度が2ヵ年以上にわたる事業（以下「継続事業」という。）の契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度 0円

令和7年度 **** *円

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(継続事業に関する契約の前金払及び中間前払金の特則)

第45条 継続事業に基づく契約の前金払及び中間前払金については、第39条中「契約書記載の本事業の完了の時期」とあるのは「契約書記載の本事業の完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第40条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第42条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第39条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第39条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される読替え後の第39条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第40条第3項の規定を準用する。

(継続事業に関する契約の部分払の特則)

第46条 継続事業に基づく契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金又は中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第42条第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

- (1) 前払金の支払いを受けている場合

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10$$

$$\begin{aligned} & - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ & - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ & \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

- (2) 前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - \text{前会計年度までの支払金額}$$

$$\begin{aligned} & - (\text{請負代金相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額}) \\ & \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和6年度	0回
令和70年度	1回

(第三者による代理受領)

第47条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第

37条（第43条において準用する場合を含む。）又は第42条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する事業中止）

第48条 受注者は、発注者が第39条、第42条又は第43条において準用される第37条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本事業の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が本事業の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本事業の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本事業の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第49条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第49条の2 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第36条第4項又は第5項（第43条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第50条 受注者の責めに帰すべき事由により、提案書類に示された期日以内に目的物を完成することができない場合又は事業期間内に本事業を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第37条第2項（第43条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の催告による解除権）

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限り

でない。

- (1) 正当な理由なく、事業に着手すべき期日を過ぎても事業に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に事業を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第11条、第12条及び第13条に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第56条又は第57条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第54条 発注者は、第51条又は第52条の規定によりこの契約を解除する場合、この契約書に記載された受注者の住所地にあててその意思表示を行う。受注者は住所、会社名、連絡先その他の変更があった場合は、速やかに発注者に対し、その変更内容を文書で通知しなければならない。この場合、発注者は前記の解除の意思表示を変更内容に沿って行うものとする。

第55条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第51条又は第52条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第56条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第57条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第22条の規定により要求水準書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第23条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第58条 第56条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第59条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当

該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第39条（第45条において準用する場合を含む。）の規定による前払金及び中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第42条及び第46条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第51条、第52条、第60条第3項又は第62条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、解除が第55条、第56条又は第57条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は、工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第51条、第52条、次条第3項又は第62条の規定によるときは発注者が定め、第55条、第56条又は第57条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び

受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第60条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第51条及び第52条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第51条及び第52条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第52条第1項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第61条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第56条及び第57条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第37条第2項（第43条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）

第62条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2に規定する排除措置命令を行い確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）に規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったにもかかわらず、独占禁止法第7条の2第10項の規定により（同法第8条の3において読み替えて準用する場合も含む。）、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

（談合その他の不正行為に係る違約金等）

第63条 受注者は、この契約に関して前条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 受注者は、この契約に関して次の各号に該当するときは、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条第1号に規定する排除措置命令若しくは同条第2号に規定する課徴金納付命令又は同条第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(2) 前条第2号に規定する確定した課徴金納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

4 第1項及び第2項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であつた者に同項に規定する違約金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場

合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

- 6 受注者が第1項及び第2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 7 前条の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項及び第2項の違約金に充当することができる。

(火災保険等)

- 第64条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付すこと。加入期間は原則として工事着工から工事完成期日後14日の期間とする。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(事業妨害又は不当要求に対する措置)

- 第65条 受注者は、本事業の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）から事業妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者の下請負人が暴力団等から事業妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請負人を指導すること。また、下請負人から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2 発注者は、受注者が前項に違反した場合は、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成20年3月17日告示第39号）又は北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成30年12月18日告示269号）の定めるところにより、指名停止の措置等を行う。受注者の下請負人が報告を怠った場合も同様とする。

(あっせん又は調停)

- 第66条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による埼玉県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、統括管理責任者、設計管理責任者、現場代理人、施工管理責任者の職務の執行に関する紛争、その他受注者が本事業を履行するために使用している下請負人、労働者等の本事業の履行又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第15条第3

項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第67条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(解釈等)

第68条 発注者と受注者は、この契約と共に、要求水準書等及び提案書類に定める事項が適用されることを確認する。

2 本契約の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの契約の規定について法令等の範囲内で変更する必要性につき検討の必要が生じた場合、発注者と受注者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

3 要求水準書等及び提案書類の間に齟齬がある場合、この契約書、要求水準書等、提案書類の順にその解釈が優先する(但し、提案書類が要求水準書等を上回る水準の提案を規定している場合には、当該部分については提案書類が要求水準書等に優先する。)。

(提案書類に係る特約)

第69条 受注者は、受注者が提出した提案書類に基づいて本事業を履行するものとし、原則として提案書類に係る変更は行わないものとする。

2 受注者は、受注者の責めに帰する事由により受注者が提出した提案書類に基づいて本事業が履行できないときは、自然災害等の不可抗力により履行できない場合を除き、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

3 前項の場合において、受注者が発注者に支払う違約金の額の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

違約金(税抜き) = 契約金額(税抜き) × [1 - (客観評価及び技術提案評価で履行できなかった場合の評価点) ÷ (審査時の客観評価及び技術提案評価に基づく評価点)]

(提案書類に基づいて本事業が履行できなかった場合等の措置)

第70条 発注者は、受注者が提出した提案書類に基づいて本事業を履行することができなかったときは、前条第3項に規定する違約金のほか、工事目的物の契約不適合の修補、契約金額の減額又は損害賠償の請求を行うことができる。

2 発注者は、受注者が偽りその他不正の手段により優先交渉権者となったときは、この契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。

3 前2項の規定は、受注者が共同企業体であるときは、その全ての構成員について適用する。

4 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行わ

れているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 第2項による契約解除に伴う措置については、第59条中「第51条」とあるのは、「第70条」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(管理支援業務委託からの依頼)

第71条 本事業の事業管理支援（コンストラクションマネジメント）業務を、発注者が別途委託契約した場合、本市からの指示に基づいて業務委託受注者から依頼等が行われた場合には、これを本市によるものとして対応すること。

(補則)

第72条 この約款に定めのない事項については、北本市契約規則及び北本市標準委託契約約款並びに北本市建設工事標準請負契約約款に定めるもののほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。